

改正三六協定締結にむけての長い一日の経過報告

2006年1月16日 深谷信夫

休日振替問題と36協定の休日労働条項改正問題、そして大学入試センタ - 試験当日の労働時間管理問題などなどが、混線してしまい、労使交渉も、過半数代表委員会も、議論がデッドロックに乗り上げていました。

長い一日でしたが、15日に期限切れが迫った三六協定は、休日労働条項の改正を確認して、1月31日まで延長されました。

●午前の部

大学は、13日10時より開催された過半数代表者委員会に、三六協定の休日労働条項についての改正案を用意してきませんでした。前日の団交が決裂して、36協定問題も、入試業務手当問題も、デッドロックに乗り上げてしまったからです。

そのような状況ですが、いろいろな議論がされました。大学入試センタ - 試験両日についての「一日代休・一日振替」という大学提案の是非をもふくめて意見交換されました。この提案については、賛成反対の両方の意見がありました。

この委員会は、深谷の議事運営はファシズムだ！というような大学出席者からの荒れた発言がだされるほどに、重い暗い会議でした。

そんなこともあって、過半数代表者委員会は、労使関係・労働条件全般の問題を検討する組織ではないので、委員会の本来的な仕事である三六協定延長問題について協議をしましょうということになりました。そこで、教職員の意見をまとめるために、大学側出席者に退席してもらいました。

そして、以下のことについて確認しました。

- 1 三六協定の災害・事故に限定されている休日労働条項の改正を求めること
- 2 そのために、大学労務課が労基署の指導を受けて世間並みの休日労働条項の改正提案するように要請し、時間が許す限り待つこと
- 3 一般選抜試験にかかわる休日出勤予定とその時間管理問題が明確になっていないので、36協定の延長は、1月31日までとすること

このことを、大学に通告しました。そして、再度、大学が労基署にいったり相談し、改正案を用意してほしいと要請しました。

●午後の部

大学は、午後に、水戸労基署に、36協定改正問題について、相談に行きました。

ところで、午前の部の前に、深谷は、最悪の場面を想定して、労基署へ36協定問題についての報告をしておきました。

「昨年はいろいろとお世話になりました。また問題が発生しました。かくかくしかじかの状況なので、大学が相談に行くかもしれないので、よろしくお願いします。」と。

具体的な内容は、36協定の「災害・事故」に限定する休日労働条項の結果、休日出勤がすべて

休日振替となっていること、 異常な休日労働条項なので、その改正を昨年３月から求めてきたこと、
大学がその要求に答えられないために労働者側は３６協定延長締結を拒否していること、 大学が協定締結を求めるなら労基署の指導を受けて、常識的な協定条項を提案するように要求すること、 などで
す。

● 夕方の部

大学は、３６協定改正案ができたので、確認したいという通告がありました。

深谷と瀧澤書記長が、理事・総務部長・労務課長と面談しました。

大学は、３６協定休日条項の改正案を提示しました。

議論の結果、以下の内容の改正案に、労使が合意しました。

現行 ３６協定第４条

大学は、国立大学法人茨城大学就業規則第２９条に規程する休日において、大学に関わる災害・事故等が発生した場合には、休日労働を命ずることができる。

改正 ３６協定第４条

大学は、就業規則第２９条及び有期雇用職員就業規則第２１条に規定する休日において、勤務を必要とする業務が生じた際、就業規則第３０条に基づく休日振替ができない場合には、休日労働を命ずることができる。

２ 前項の休日労働を命じた場合には、当該休日の代休を与えることができる。

３ 前項による代休日の指定は、当該休日の日以降から１２週間後の日までの期間内において行うものとする。

改正案は、規定の内容からすれば、一般的なものですから、私たちとしても、同意したのです。しかし、

問題は残っています。「休日振替ができない場合」というのがどういう場合なのか、ということを確認することが残されています。この内容が確定できて、私たちが問題とした、「休日振替濫用防止」の目標が確定できるのです。

● おわりに

最後に、報告しておきます。

大学が用意した改正案は、１２月２０日の過半数代表者委員会で、委員が改正案として提案した内容です。大学はそのとき、改正の必要なしと拒否した内容です。

また、同じことが繰り返されたのです。組合や過半数代表委員の提案は無視する。労基署までいかないと合意できない。

こういう背景のなかでできた合意ですから、また再び繰り返されることが懸念されるのです。